

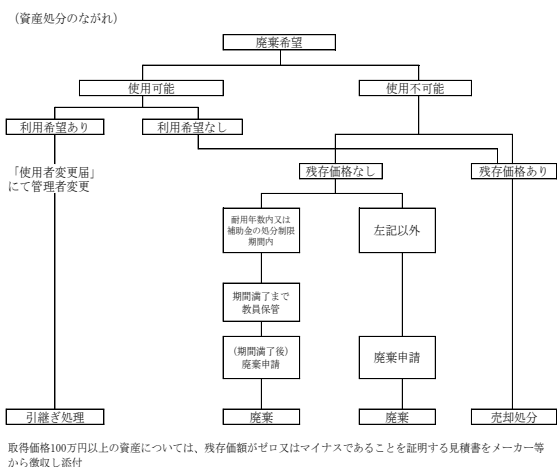
令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：公立大学法人富山県立大学の財務に関する事務の執行及び管理について

頁	監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
24	<p>第四 監査の結果及び意見</p> <p>2. 規程等の整備、運用</p> <p>【意見2-1】規程、細則等の制定、改廃時の運用</p> <p>ヒアリングによると、実際に規程、細則等を制定、改廃する際には、事務決裁規程別表第1に従い、理事長による重要性の判断のもと、理事会に諮るものと、それ以外に分けているとのことである。</p> <p>しかしながら、基本的事項は理事会で決議し、それに基づく日常の運用については理事長に意思決定を委任しているというのが定款と事務決裁規程の関係と思料されるところ、現状の運用では、「重要なもの」の定義が曖昧で、理事会で決議すべき基本的事項かどうかを理事長の判断に任せており、結局は理事長の判断次第で決定されることになる。</p> <p>規程、細則等の制定・改廃について、規程管理規程を定め、規則、規程、細則、要綱等、について定義し、それぞれの制定、改廃のルールを明確にすることが望ましい。</p>	<p>公立大学協会の加盟大学に対して、規程管理規程の整備状況を調査したところである。その調査結果を踏まえ、規定管理規程の制定も含め、制定、改廃のルールを明確にするよう取り組んでいく。</p>
40	<p>4. 増改築及び修繕の計画管理、及び契約事務</p> <p>【意見4-1】一般競争入札を行う際の金額基準の明文化</p> <p>工事請負契約を締結する場合には会計規程第52条及び第53条に基づき、一</p>	<p>公立大学協会の加盟大学に対して調査を行った結果、一般競争入札を行う際の金額基準を明文化しているのはごく少</p>

44	<p>一般競争入札を原則とする。</p> <p>富山県立大学では、一般競争入札を行う際の金額基準を明記した資料はないが、富山県農林水産部及び土木部の発注工事における「条件付一般競争入札実施要領第3条」を参考とし、設計額が2千万円以上の工事を一つの目安としている。実務において一般競争入札の入札基準を2千万円以上とするのであれば、契約事務の内規として金額基準を定めることが望ましい。</p> <p>5. 事務機器等の物品管理</p> <p>【意見5-1】廃棄証明等の入手</p> <p>不用資産の処分については、以下のフローのとおりである。廃棄処理する場合は、「資産廃棄申請書」を事務局に提出し、事務局において固定資産台帳へ除却登録を行っている。この点、現物の処分については資産使用者に一任されており、特段廃棄証明等の取受けは要求されておらず、現物を廃棄せず転売等が行われるリスクが少なからず存在する。また情報資産の処分にかかるデータ消去の手続等も特段規定されていないとのことであり、個人情報や研究内容の流出の危険性も存在すると考えられる。</p> <p>情報資産については、資産管理マニュアル等において厳格な廃棄方法の仕組み・ルールの構築をすべきである。また資産現物については事務局での廃棄確認及び廃棄方法の記録を残すとともに、業者を利用した廃棄の場合には廃棄証明書を取得するなどの体制を構</p>	<p>数であることから、内規として金額基準は定めず、公立大学法人富山県立大学会計規則第62条の規定に基づき、県の規程を準用する。</p> <p>資産の処分に係る手続きについては、他大学等の廃棄方法の仕組みを調査し、当面の対応として、情報資産の処分にかかるデータ消去の手続きについては「データ消去確認書(仮)」、物品については「廃棄証明書(仮)」等の提出の義務づけを進めている。</p>
----	---	--

築することが望まれる。



## 7. 薬品等の毒劇物及び危険物等の管理

### 53 【意見7-1】 規程類の未作成

規程等において、薬品や毒劇物等に関する管理規程、マニュアルが制定されていない。薬品等の取扱いや管理は法令等により適切に対処することが求められているが、その対応を教員等個人の取扱責任者に一任するのではなく、大学としても組織対応すべきことから規程を定めることが望ましいと考える。現行の個人単位での管理はその方法や状況管理が属人的になり、大学組織内でも適時に状況把握することが困難となる。監査手続により任意にサンプル抽出した研究室に対して、薬品等の管理状況をヒアリングし、関連資料の閲覧を実施したが、現物確認の実施時期やその結果状況を記録した資料の作成方法は異なり、教員個人のデータベースに保管されていることから担当教員以外の者が状況を把握することは困難な状況となっている。

令和3年度、学内に薬品管理委員会を設置し、本学の薬品管理のあり方について検討を進めてきた。管理方針の素案は決定済みであり、薬品管理委員会の承認を得られ次第、同方針に沿った規程を整備し、当該規程に従って薬品管理を行っていく。

	<p>薬品等の使用・保管状況を大学組織として適時適切に把握するため、薬品等規程を定め、これに従った薬品等の管理を実施することが必要と思われる。</p>	
53	<p><b>【意見 7-2】管理体制の組織化</b></p> <p>意見 7-1 にあるように、管理運用は各研究室の管理責任者である教員に任せられているのが実態であり、大学全体として指揮管理系統が組織化されていない。</p> <p>消防法の危機管理体制はあるものの、これは主に火災を想定した対策として設置されたものであり、薬品等は毒物及び劇物取締法に基づく管理が求められていることから、事故発生の可能性とその防止・低減の視点からも組織的な対応が必要と考える。</p> <p>大学としては消防法の危機管理対応組織と同一として対応している、とのことであるが、危険物以外で人体に影響を及ぼす可能性があり、薬品等の視点から大学全体での指揮管理系統として機能追加の検討が必要と考える。</p>	<p>消防法に基づく自衛消防組織とは別に、令和 3 年度に薬品管理委員会を設置し、同委員会を中心とした組織的な薬品管理に取り組んでいる。</p>
54	<p><b>【意見 7-3】受払簿の保管場所</b></p> <p>トルエン等は消防法に基づき危険物貯蔵庫に保管されているが、現物と共に受払簿が保管されている。</p> <p>貯蔵庫は施錠管理されていることから持ち出しが不明となる可能性は低いですが、受払簿については責任者が保管するなど記録の紛失、または改ざんが行われる可能性を低減するなどの対応が</p>	<p>令和 3 年度、学内に薬品管理委員会を設置し、本学の薬品管理のあり方について検討を進めてきた。受払簿を責任者において管理するよう取り組んでいく。</p>

<p>54</p>	<p>必要と思われる。</p> <p>【意見 7 - 4】薬品等の廃棄ルールの制定化</p> <p>使用見込みがない薬品等を廃棄するルールが明確化されていない。但し、廃棄業者依頼のため、事務局担当者は年一回廃棄希望を取りまとめのうえ廃棄処理を行っている。</p> <p>したがって、実質的には実施しているといえるが、不要な薬品等は持たない、という意識を共有するためにも規程として明文化することが望ましい。</p> <p>8. 物品の調達、委託契約等の契約事務</p>	<p>令和 3 年度、学内に薬品管理委員会を設置し、本学の薬品管理のあり方について検討を進めてきた。管理方針の素案は決定済みであり、薬品管理委員会の承認を得られ次第、同方針に沿った廃棄ルールを整備し、当該ルールに従って薬品廃棄を行っていく。</p>
<p>57</p>	<p>【意見 8 - 2】定期健康診断業務に係る契約方法の見直し検討</p> <p>従来から定期健康診断業務は以下の理由により公益財団法人富山県健康づくり財団と随意契約としているが契約方法の見直しを検討する必要がある。</p> <p>～随意契約理由～</p> <p>委託予定の「富山県健康づくり財団」は、集団検診の中核指導施設として県等が出資して設立された財団であり、高校や企業等、数多くの健康診断を実施している。受診人数・検査能力において、県内では同財団の信頼は高い。また、本学の定期健康診断において実績があり、在学生の検診データの経年管理を行っていることから、同財団への委託が適当であると考えられる</p>	<p>令和 4 年度より、3 業者の指名競争入札を行い、委託契約先を選定している。</p> <p>( 令和 4 年 1 月 28 日、入札実施済 )</p>

	<p>委託によって事業を行うことを決定した場合、委託先の選定過程で競争性を確保することは重要である。富山県内には同財団以外に巡回健康診断を実施している業者も存在しており、同財団の1社随意契約を適当と判断して他社を排除する意義は薄いと考える。今後巡回健康診断を実施できる企業等を調査し、契約方法の見直しを検討されたい。</p>	
59	<p>【意見 8 - 5】 契約方法の見直しについて</p> <p>現状、日常清掃業務委託と定期清掃業務委託を別契約としているが両業務を分けて委託することの意義は薄い。</p> <p>両業務を併せて委託を行うことにより、業者選定、契約手続き、業務の執行状況の確認などの負担が減り、事務の効率化を図ることが期待できる。コスト削減、事務負担の軽減等を十分検討し、契約方法の見直しを検討されたい。</p>	<p>日常清掃業務委託と定期清掃業務委託を合わせて委託することで競争性の確保が損なわれないように、業務内容等の見直しを行い、両業務を合わせて委託する方向で取り組む。</p>
80	<p>10. 労務管理及び人事評価</p> <p>【意見 10 - 1】 残業の事前承認</p> <p>職員の残業の可否については、上席者の事前承認が口頭でしかなく、文書上は事後承認が確認できるのみである。この場合、上席者による残業の必要性の吟味が十分になされない結果、残業時間の圧縮や働き方改革に繋がらないリスクがある。</p> <p>職員の残業の必要性の吟味と残業時間の圧縮のため、上席者は文書により</p>	<p>令和 4 年度から、事務局の一部職員について時間外申請機能を有した勤怠管理システムを試験導入した。</p>

<p>96</p>	<p>残業の事前承認を実施することが望まれる。</p> <p>14. 寄附金に係る管理</p> <p>【意見 1 4 - 1】遺贈・相続財産等の寄附受入の促進について</p> <p>昨今では、遺贈・相続財産等の寄附受入を積極的に受け入れるため、公的機関等でもパンフレットの配布等によるアピールが進められているところである。富山県立大学でも、遺贈・相続財産等の寄附がこれまで以上に増える可能性がある。</p> <p>富山県立大学への寄附は、国・地方公共団体に対する寄附金として、所得税法上、特定寄附金として優遇が受けられるほか、相続財産の寄附の場合には、相続税法上、原則として非課税扱いとなる。このメリットを活用し、遺贈・相続財産の寄附受入に向けた取組みを進め、学校教育の更なる充実を図る必要があると思われる。</p> <p>日本赤十字社や各学校法人など、このようなメリットをアピールし、寄附財産の受入促進に向けた取組みを進めているところもみられる。</p> <p>富山県立大学においても寄附・遺贈することのメリットをアピールし、寄附受入の機会をより多くするような取組みが期待される。</p>	<p>公立大学協会の加盟大学に対して、遺贈・相続財産等の寄附受入の促進の取組について調査したところであり、その調査結果を踏まえ、寄附受入れが促進されるよう取り組んでいく。</p>
-----------	---	---